

医療福祉制度の活用

参考情報

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞障害者福祉＞身体障害者の支援＞
身体障害者手帳の交付を受けるためには
[https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/shintai/shien/
04007006.html](https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/shintai/shien/04007006.html)

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞障害者福祉＞身体障害者福祉＞
ハートピア鹿児島＞鹿児島県身体障害者更生相談所
[http://www.pref.kagoshima.jp/ae11/kenko-fukushi/syogai-syakai/shintai/heartpia/
soudan.html](http://www.pref.kagoshima.jp/ae11/kenko-fukushi/syogai-syakai/shintai/heartpia/soudan.html)

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞障害者福祉＞身体障害者福祉＞
身体障害者の支援
<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/shintai/shien/index.html>

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞障害者福祉＞障害福祉全般＞利用者の皆様へ
＞障害者のための各種割引について
[http://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/shintai/shien/
04007012.html](http://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/shintai/shien/04007012.html)

2) 療育手帳

制度概要

知的障害児（者）に対し、一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくするために療育手帳を交付している。

対象者（年齢）

・児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害であると判定された者。

利用可能なサービス

各市町村により異なるため、市町村窓口への確認が必要。

所得制限

なし

申請窓口

市福祉事務所又は町村役場福祉担当課

必要書類

- ・印かん
- ・上半身の証明写真（縦4cm / 横3cm）が必要です。
窓口へ相談すると、判定の機関や日時について案内がある。

ポイント

- 市福祉事務所又は町村役場福祉担当課へ申請を行い、中央児童相談所・鹿児島知的障害者更生相談所、大隅児童相談所又は大島児童相談所・大島知的障害者更生相談所で判定を受ける必要がある。

参考情報

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞障害者福祉＞知的・心身障害児者福祉
<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/chiteki/index.html>
- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞障害者福祉＞障害福祉全般＞利用者の皆様へ＞障害者のための各種割引について
<http://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/shintai/shien/04007012.html>

医療福祉制度の活用

3) 精神障害者保健福祉手帳

制度概要

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある人が各種サービスを受けるのに必要な手帳で、申請者の精神障がいの程度によって、1級、2級、3級に認定される。

対象者（年齢）

- ・精神疾患を有する者（ただし、療育手帳の対象である知的障害（ICD-10:F70 番台）は対象外

利用可能なサービス

各市町村により異なるため、市町村窓口への確認が必要。

所得制限

なし

申請窓口

- ・市福祉事務所又は町村役場福祉担当課

必要書類

- ・障害者手帳申請書
- ・手帳用の診断書（用紙は申請窓口を用意されている。もしくは鹿児島県ホームページよりダウンロード）
- ・障害年金（精神）受給者は、年金証書の写しを診断書の代わりとして使用可
- ・年金証書の写し・年金振り込み通知書の写し（年金が振り込まれる通帳・年金額の改定通知書）
- ・印かん（申請者および提出者）
- ・写真1枚（縦4cm / 横3cm）上半身脱帽 各市町村にて1年以内、6か月以内などと決められている。

ポイント

- 有効期限は2年間のため更新が必要、有効期限の3か月前から手続き可能である。
- 有効期間内で病気や障がいが強くなった場合は、等級の変更の申請が可能である。
- 自立支援医療の精神通院医療と同時申請が可能である。
- 小児の場合、てんかんで申請することが多い。

参考情報

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害福祉全般 > 精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス
<http://www.pref.kagoshima.jp/ae07/seishin/techoufukushiservice.html>
- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉 > 障害者福祉 > 精神保健福祉 > 精神障害者保健福祉手帳とは
<http://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/seishin/04007024.html>

4 その他

1) 介護休業給付金

制度概要

雇用保険の一般被保険者の方が、要介護状態にある家族を介護するために介護休業をした場合に、一定の要件を満たすと介護休業給付の支給を受けることができる。

対象

介護休業給付金は、以下の 1. 及び 2. を満たす介護休業について支給対象となる家族の同一要介護につき 1 回の介護休業期間(ただし、介護休業開始日から最長 3 か月間)に限り支給。

1. 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2 週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする状態にある家族（次のいずれかに限る）を、介護するための休業であること。
 - ①一般被保険者の「配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む）」
「父母（養父母を含む）」「子（養子を含む）」「配偶者の父母（養父母を含む）」
 - ②一般被保険者が同居しかつ扶養している、一般被保険者の「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」
2. 被保険者がその期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

支給額

介護休業給付の各支給対象期間（1 か月）ごとの支給額は、原則として下記のとおり。
休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%（40%（※））

※ 平成 28 年 8 月 1 日前に介護休業を開始した方に適用する給付率

申請窓口

手続きは通常、勤務先担当者がハローワーク窓口で行う。

ポイント

- 同一の対象家族について介護休業給付金を受けたことがある場合であっても、要介護状態が異なることにより再び取得した介護休業についても介護休業給付金の対象となる。ただし、この場合は、同一家族について受給した介護休業給付金の支給日数の通算が、93 日が限度となる。

参考情報

- ハローワークホームページ

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_continue.html

医療福祉制度の活用

2) がんの子どもを守る会 療養援助事業

制度概要

小児がん児の家族に対して、患児が等しく必要とする医療が受けられるように、入院療養生活に対する経済的援助を行う。

対象者（年齢）

18歳未満で小児がんを発症し、申請時20歳未満の抗腫瘍治療中の患児の家族

所得制限

課税所得400万円未満のご家族※

- ※1) 給与所得者：前年の課税所得（源泉徴収票の「給与所得控除後の額」から、「所得控除後の金額」を引いた額）が400万円以下
 - ※2) 自営業者：前年の確定申告書Bの「課税される所得金額」（専従者がいる場合は「課税される所得金額」に「専従者給与（控除）額の合計額」及び「青色申告特別控除額」を加算した金額）が400万円以下
- ・両親が共働き等、生計を一にする親族に所得がある場合は合算

【助成対象事項】

◎抗腫瘍治療のための入院療養について①～③のいずれかに該当する場合

①以下の治療を要する場合

- ・移植の実施／難治性（転移もしくは再発がある又は有効な治療法がない）のため治療を要する場合／特殊治療を要する場合

②治療上のやむを得ない理由から遠隔地で治療を要した場合

③未就学児のきょうだいがいる場合

◎入院・外来を問わず抗腫瘍治療中で課税所得100万円以下の世帯（生活保護受給世帯を含む）

申請窓口

がんの子どもを守る会（詳しくは、がんの子どもを守る会ソーシャルワーカー（03-5825-6312）へお問い合わせください。）

必要書類

- ・申請書
- ・医療意見書や所得証明書等

ポイント

- 原則、療養援助委員会の審査会（年5回開催）で援助内容・金額が決定される。
- 1人1疾患につき、1回の助成

参考情報

- がんの子どもを守る会

http://www.ccaj-found.or.jp/activities/business_support/recuperation_grant/

1. 医療機関・薬局

1) 急性期入院医療機関

退院後に再入院を要するような状態になる可能性があり、現在の入院医療機関から遠方に自宅がある場合などは、事前に対応が可能な急性期医療機関へ連絡をして、情報共有しておく必要がある。

手順

- ① 参考情報をもとに、急性期入院医療機関のリストアップをする。
- ② リストを参考に、患児家族や主治医と相談し、適切な医療機関を選択する。
- ③ 依頼したい入院医療機関へ連絡し診療情報提供書を送付して、必要時に入院受け入れが可能かの打診をする。
- ④ 受け入れ可能な場合、受診予約を入れる。
- ⑤ 退院後、患児は早期に入院医療機関へ診療情報提供書を持って受診する。

ポイント

- 依頼する医療機関で、必要な医療内容が可能か、診療体制として受け入れが可能なのか等を考慮する必要がある。
- 地域性、機能性を考慮し、家族にとって利用しやすい医療機関を選択する。
連携する医療機関やその役割についての情報は各在宅サービス担当者と情報共有する。
- 小児慢性特定疾病医療費助成を利用している方は、事前に医療機関の登録手続きが必要であることを、患児家族へ説明する。
- 育成医療の給付を利用している方も、事前に医療機関の登録手続きが必要であるが、1つの医療機関しか登録できないため、利用目的に応じて手続きをするかどうか判断する必要がある。

参考情報

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉>子ども・少子化対策>周産期・小児医療>小児の在宅医療に対応する医療・福祉関係施設
<https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/sodan/kankeikikan.html>

関係機関との連携

2) 訪問診療医

外来受診が難しい方や医療機器を使用している方、状態が不安定で医師による頻回な診察が必要な方など、訪問診療を必要とする場合がある。事前に対応が可能な訪問診療医へ連絡し、情報共有と連携を図る必要がある。

手順

- ①参考情報をもとに、医療機関のリストアップをする。
- ②リストを参考に、患児家族、主治医と相談し、訪問診療医療機関を選択する。
- ③依頼したい医師へ連絡し診療情報提供書を送付して受け入れ可能か打診をする。
- ④受け入れ可能な場合、退院前カンファレンスへの参加依頼と日程調整をする。
- ⑤退院前カンファレンスを実施し、情報共有をする。
- ⑥初回訪問診療日の日程調整をする。
- ⑦退院後、訪問診療を開始する。

ポイント

- 必要に応じて、24時間診療体制の有無についても確認する。
- 訪問診療医とかかりつけ医、専門外来受診医療機関との役割分担を退院前カンファレンスにて確認する。
- 緊急時の連絡先の優先順位を確認する。
- 小児慢性特定疾病医療費助成を利用している方は、事前に医療機関の登録手続きが必要であることを、患児家族へ説明する。
- 育成医療の給付を利用している方も、事前に医療機関の登録手続きが必要であるが、1つの医療機関しか登録できないため、利用目的を確認して手続きをするかどうか判断する必要がある。

参考情報

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞子ども・少子化対策＞周産期・小児医療＞小児の在宅医療に対応する医療・福祉関係施設
<https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/sodan/kankeikikan.html>

3) かかりつけ医（予防接種・感冒症状などに対応）

予防接種や感冒症状への対応など、自宅近くの診療所を受診する場合がある。受診に備え、かかりつけ医への情報提供等の準備を行う必要がある。

手順

- ① 患児家族へ自宅近くで既に利用したことがあるかかりつけ医がないか確認する。
かかりつけ医がない場合には、参考情報をもとにリストアップし患児家族と相談のうえ適切なかかりつけ医を選択する。
- ② 患児家族は必要に応じて、選択した診療所へ受診予約をする。
- ③ 診療情報提供書を用意して、退院時に患児家族へ渡す。
- ④ 患児が退院後に受診する際は、診療情報提供書を持って受診する。

ポイント

- きょうだい児が利用している診療所など、家族が慣れている診療所がある場合もあるため、家族の意向を中心に選択する。
- 状態悪化時には、かかりつけ医と入院医療機関が連携する可能性があるため、病状の詳細と状態悪化時の連絡先を診療情報提供書に入れる。
- 小児慢性特定疾病医療費助成を利用している方は、事前に医療機関の登録手続きが必要であることを、患児家族へ説明する。
- 育成医療の給付を利用している方も、事前に医療機関の登録手続きが必要であるが、1つの医療機関しか登録できないため、利用目的を確認して手続きをするかどうか判断する必要がある。

参考情報

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞子ども・少子化対策＞周産期・小児医療＞小児の在宅医療に対応する医療・福祉関係施設
<https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/sodan/kankeikikan.html>

関係機関との連携

4) レスパイト施設（入院・短期入所）

医療依存度が高い患児や家族のサポートが少ない家庭においては、家族の休息を確保することも検討する必要がある。退院前に、事前にレスパイト（休息）目的の利用ができる施設等を紹介する。

手順（医療機関へのレスパイト入院の場合）

- ①参考情報をもとに、家族と医療機関の選択をする。
- ②依頼したい医療機関へ連絡し診療情報提供書を送付をしてレスパイト入院目的で退院後に受け入れが可能か打診をする。
- ③受け入れ可能な場合、試験入院をする日程を調整する。
- ④患児は退院後に、家族の介助者と一緒に試験入院をする。
- ⑤以後、必要に応じてレスパイトに利用する。

ポイント

- 小児慢性特定疾病医療費助成を利用している方は、事前に医療機関の登録手続きが必要であることを、患児家族へ説明する。
- 育成医療の給付を利用している方も、事前に医療機関の登録の手続きが必要であるが、1つの医療機関しか登録できないため、利用目的を確認して手続きをするかどうか判断する必要がある。
- 短期入所（ショートステイ）利用の場合は、医療型障害児入所施設が実施している短期入所を紹介する。

参考情報

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞子ども・少子化対策＞周産期・小児医療＞小児の在宅医療に対応する医療・福祉関係施設
<https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/sodan/kankeikikan.html>

5) かかりつけ薬局

患児が外来受診時、訪問診療利用時に利用できるよう、かかりつけ薬局を決め、薬の依頼や受け取りをスムーズに行うことができるよう調整する必要がある。

手順

- ①参考情報をもとに、地域性を考慮して、利用している医療費助成制度に登録している薬局をリストアップする。
- ②患児家族へリストを提示し、利用しやすい薬局を選択する。
- ③患児家族は選択した薬局へ利用する予定であることを事前に連絡する。

ポイント

- 受診する医療機関の近くがいいのか、自宅近くがいいのか、患児家族へ相談して決める必要がある。
- 小児慢性特定疾病医療費助成、育成医療の給付の利用については、鹿児島県または鹿児島市で指定薬局として登録しているか確認する必要がある。
- 鹿児島市外在住で、小児慢性特定疾病医療費助成を利用している方は、事前に医療機関の登録手続きが必要であることを、患児家族へ説明する。
- 育成医療の給付を利用している方も、事前に医療機関の登録の手続きが必要であるが、1つの医療機関しか登録できないため、利用目的を確認して手続きをするかどうか判断する必要がある。

参考資料

- 鹿児島市内 鹿児島市指定小児慢性特定疾病 指定薬局一覧
鹿児島市ホームページ ホーム>子育て・教育>子育て支援の手当・助成>小児慢性特定疾病医療費助成事業
<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/kosodate/boshihoken/kosodate/ninshin/teate/shoni/documents/shiteiyakkyoku20160112.pdf>
- 鹿児島市市外 鹿児島県 指定小児慢性特定疾病医療機関（薬局）
鹿児島県ホームページ ホーム>健康・福祉>子ども・少子化対策>周産期・小児医療>新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度
http://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/byoki/documents/42427_20150226115428-1.pdf

2. 在宅サービス機関

1) 訪問看護ステーション

医療依存度、看護内容、患児家族への負担等を考慮して、訪問看護の導入を検討する。

手順

- ①患児家族、看護師、主治医と相談し、訪問看護の必要性と適応の確認をする。
- ②訪問看護導入の方針が決定したら参考情報をもとに、患児家族と相談し、訪問看護ステーションを選択をする。
- ③依頼したい訪問看護ステーションへ連絡し看護サマリーなど患者情報を FAX して受け入れが可能か打診をする。
- ④受け入れ可能な場合、退院前カンファレンスへの参加依頼と日程調整をする。
- ⑤退院前カンファレンスを実施し、情報を共有する。
- ⑥主治医は訪問看護指示書を発行する。
- ⑦初回訪問日の日程調整をする。
- ⑧患児家族は、退院後、訪問看護を利用する。

ポイント

- 小児対応が可能である訪問看護ステーションでも、経験がない病状である場合やステーションの状況によっては、引き受けることができないこともある。
- 環境確認のための事前自宅訪問や外泊時の訪問看護を依頼し、入院中から訪問看護ステーションが介入をする場合がある。外泊中の訪問看護は訪問看護ステーションの診療報酬に算定可能である。

参考情報

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞子ども・少子化対策＞周産期・小児医療＞小児の在宅医療に対応する医療・福祉関係施設

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/sodan/kankeikikan.html>

2) 訪問リハビリテーション機関

在宅においてリハビリテーション継続の必要性があり、外来通院リハビリが困難な場合、訪問リハビリテーションを紹介する。

手順

- ①入院医療機関の主治医、リハビリ担当者に在宅でのリハビリ継続の必要性と適応を確認する。
- ②参考情報から、自宅近くの訪問リハビリテーションを選択する。
- ③依頼したい訪問リハビリテーション機関へ連絡しリハビリサマリー等情報をFAXして、受け入れが可能か打診する。
- ④受け入れ可能な場合、退院前カンファレンスの参加依頼と日程調整をする。
- ⑤退院前カンファレンスを実施し、情報を共有する。
- ⑥主治医は訪問リハビリテーションの指示書を発行する。
- ⑦初回訪問日の日程調整をする。
- ⑧ 患児家族は退院後、訪問リハビリテーションを開始する。

ポイント

- 健康保険を適用して訪問リハビリテーションが介入する場合、1 か月ごとに主治医からの指示（診療情報提供書）を訪問リハビリテーション宛に発行する必要がある。

参考情報

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞子ども・少子化対策＞周産期・小児医療＞小児の在宅医療に対応する医療・福祉関係施設

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/sodan/kankeikikan.html>

II.

関係機関との連携

3) 相談支援事業所（相談支援専門員）

日常生活の支援のため、児童福祉法または障害者総合支援法にもとづくサービスの利用が見込まれる場合は相談支援事業所を紹介する。

障害福祉サービスの種類

「訪問系サービス」・・・訪問介護（居宅介護）等

「日中活動系サービス」・短期入所（ショートステイ）

「通所系サービス」・・・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス等

手順

- ①患児家族、主治医、看護師等と相談し、サービスの必要性と適応を確認する。
- ②参考情報から自宅近くの相談支援事業所を選択する。
- ③依頼したい相談支援事業所（相談支援専門員）へ連絡しサマリー等の情報を送付して、受け入れが可能か打診する。
- ④受け入れ可能な場合、退院前カンファレンスの参加依頼と日程調整をする。
- ⑤退院前カンファレンスを実施し、情報を共有する。
- ⑥希望する障害福祉サービス利用申請を患児家族へ促す。
- ⑦初回訪問日の日程調整をする。
- ⑧患児家族は、相談支援事業所と計画相談支援についての利用契約を結ぶ。
- ⑨患児家族は、退院後サービス等利用計画に基づき、希望する障害福祉サービスを利用する。

ポイント

- 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数居る場合や、補装具の購入または修理に要した費用が、一定の額を超えた場合、利用者負担費用への給付サービス（高額障害福祉サービス等給付費）があるため市町村窓口への申請が必要である。
- 障害福祉サービスの利用申請から支給決定まで日数がかかるため、早期の申請が必要である。
- 一般的なサービス利用までの流れ
 - (1) サービス利用を希望する方は、市町村の窓口申請し障害支援区分の認定を受ける。
 - (2) 市町村はサービス利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求める。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し市町村に提出する。
 - (3) 市町村は提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定する。
 - (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催する。
 - (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成する。

参考情報

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞子ども・少子化対策＞周産期・小児医療＞小児の在宅医療に対応する医療・福祉関係施設
<https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/sodan/kankeikikan.html>

4) 訪問介護（居宅介護）

訪問介護を利用し、介護者の負担軽減を図ることができる。

手順

- ① 患児家族へ訪問介護を案内し、利用希望の有無を確認する。
- ② 地域と利用内容を考慮して、利用可能な訪問介護事業所をリストアップし、患児家族と事業所を選択する。
- ③ 依頼したい訪問介護へ連絡し、受け入れが可能か打診する。
- ④ 受け入れ可能な場合、サービス利用について、市町村窓口を利用申請を行うよう患児家族に促す。（その後の流れ：患児家族は相談支援事業所と計画相談支援の提供について利用契約を行い、サービス決定までの手続きが行われる。）
- ⑤ 退院前にサービスの支給決定がされたら退院前カンファレンスへの参加依頼をし、情報の共有を行う。
- ⑥ 初回訪問日の日程調整をする。
- ⑦ 患児家族は退院後、訪問介護を利用する。

ポイント

- 障害者総合支援法による利用であるため、身体障害者手帳、療育手帳を持っていることが条件となる。（市町村によって異なる）
- 退院時に必ずしも導入する必要性はない。患児家族の状況に応じて、タイミングをみて紹介する。
- 一度に多くの方が介入することがストレスになる場合もあるため、最低限の訪問サービスを調整する必要がある。
- 市町村によっては、対象年齢の下限を原則として設けているところもあるので確認する必要がある。

参考情報

- 鹿児島県ホームページ 健康・福祉＞高齢者・介護保険＞指定事業者全般＞介護保険指定事業所一覧（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）
<http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/zigyousya/list.html>

3. 業者

1) 在宅酸素機器業者

医師の指示により、退院後に在宅酸素機器を利用する必要がある場合、業者へ連絡して、在宅酸素の準備をする。

手順

- ①主治医の在宅酸素療法の指示内容を確認する。
- ②入院医療機関スタッフは、酸素流量、利用環境、利用形態、付属品を確認し、対応可能な業者を選択する。
- ③依頼したい業者へ電話連絡し、患児情報（名前、住所、酸素流量等）を伝える。
- ④入院中に業者が酸素ボンベを持って来院し、酸素ボンベの使用方法和注意事項等について、直接患児家族へ説明をする。
- ⑤退院予定日を考慮し、自宅に置く酸素濃縮器や付属品を運搬する日程を決め、業者に設置してもらう。
- ⑥主治医は在宅酸素指示書を発行する。
- ⑦患児は退院後から利用を開始する。

ポイント

- 在宅酸素療法は処方であり、医師が要否を判断する。
- 医療機関と在宅酸素業者との間の契約内容によって、パルスオキシメーター（据え置き式）が無料貸し出しできる場合があるため、確認の上、業者を選択する。
- 酸素流量、全身状態、生活形態を考慮して、酸素ボンベの大きさやバッグの種類、可動式酸素濃縮器の検討を行う。
- 必要に応じて、業者から移動時のバッグや、キャリーバッグなどを貸し出してもらう。
- 人工呼吸器等の医療機器を使用している場合、業者が複数になると連絡連携に不都合や手間が生じるため、出来るだけ一つの業者へまとめるとよい。
- 費用は医療保険が適用されるため、公費医療費助成制度も病名と治療内容によっては利用することができる。指示書を出している医療機関で診療報酬を算定するため、業者が患児家族へ直接費用請求することはない。

2) 人工呼吸器業者

医師の指示により退院後に人工呼吸器を利用する必要がある場合、業者へ連絡して、人工呼吸器利用の環境整備・調整をする。

手順

- ①主治医が人工呼吸器の機種を選択する。
- ②入院医療機関スタッフは、人工呼吸器の機種に合わせて、業者を選択する。
- ③依頼したい業者へ電話連絡し、患者情報（名前、住所、機種、付属品等）を伝える。
- ④入院中に業者に人工呼吸器と付属品を持ってきてもらい、使用具合の確認を行う。
- ⑤退院予定日を考慮し、自宅に置く必要のある物品（付属の台、酸素濃縮器、パルスオキシメーター、その他付属品など）を運搬する日程を決め業者に設置してもらう。
- ⑥主治医は人工呼吸器の指示書を発行する。
- ⑦業者へ退院日の連絡をする。
- ⑧患児は、退院後から利用を開始する。

ポイント

- 業者によっては、皮膚バリア粘着プレート、アンビューバッグ、人工鼻などの付属品が支給されるため、各業者へ確認するとよい。
- 必要に応じて、業者から機器を載せるスタンドやワゴン、移動時のバッグなどを貸し出してもらう。
- 費用は医療保険が適用されるため、公費医療費助成制度も病名と治療内容によっては利用することができる。指示書を出している医療機関で診療報酬を算定するため、業者が患児家族へ直接費用請求することはない。